独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する　第44条の12第１項前段
第44条の12第１項後段の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

１．提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

２．独立行政法人等非識別加工情報の利用
⑴　利用の目的
⑵　利用の方法
⑶　利用に供する事業の内容
⑷　上記⑶の事業の用に供しようとする期間

３．漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

４．独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
⑴　提供媒体　　□ＣＤ－Ｒ　□ＤＶＤ－Ｒ
⑵　提供方法　　□窓口受領　□郵送

記載要領
１．不要な文字は、抹消すること。
２．「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
３．「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、⑴から⑷までの事項を具体的に記載すること。また、⑷の「上記⑶の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
４．「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
５．「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第１項前段の提案をする場合に限る。）。
６．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第七（第12条において読み替えて準用する第８条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

（提案者）　様

独立行政法人等　印

年　　月　　日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第２項の規定により、以下の事項を通知します。

１．契約の締結
（独立行政法人等）との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記２．に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第８条第１項各号に掲げる書類を
年　　月　　日（必着）までに提出してください。

２．手数料
⑴　納付すべき手数料の額
⑵　手数料の納付方法
⑶　手数料の納付期限

３．独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

４．その他

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第八（第12条において読み替えて準用する第８条第３項関係）

第　　号
年　　月　　日

審　査　結　果　通　知　書

（提案者）　様

独立行政法人等　印

年　　月　　日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第　　号の基準に適合しないと認めるので、同条第３項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領
１．「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第２項で準用する第44条の７第１項第１号及び第４号から第７号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○原子力規制委員会規則第三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十条第六項並びに第二十一条第一項及び第五項並びに原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）第八条第三項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び同令を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一